

令和8年5回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和8年5月11日(月) 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

岩佐 哲司 ・ 江崎 和浩 ・ 江崎 美咲 ・ 河田 均  
酒井 勉 ・ 清水 健吉 ・ 梶下 信孝 ・ 高橋美穂子  
館林 朋子 ・ 永田 俊幸 ・ 西垣 隆 ・ 林 明  
林 安廣 ・ 藤吉 理功 ・ 松野 芳正 ・ 山口 貴範  
山中 敏彰

欠席委員

野々村 貢

議長

栗本 恒雄

農地利用  
最適化推  
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗  
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博  
神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘 ・ 酒井 秀男  
高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三 ・ 戸崎 和美  
野水 千尋 ・ 平手 金治 ・ 福井 恒夫 ・ 堀 美勝  
本田 忠男 ・ 松岡 静典 ・ 村瀬 東三 ・ 森瀬 秀雄  
柳原 芳靖

事務局

事務局長	坂井 隆介	主幹	小栗 健一郎
副主幹	佐藤 智香	副主幹	佐々木 宗弘
副主査	山田 潤一郎	主任主事	近藤 聡美
主任主事	熊澤 宏之	主事	藤野 元志

関係者

農林課副主査 水口 佳祐

議 事

- 議案第 18 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について  
議案第 19 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議に  
ついて  
議案第 20 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議に  
について  
議案第 21 号 地域計画の変更のための意見聴取について  
報告第 16 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について  
報告第 17 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理  
の報告について  
報告第 18 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理  
の報告について

議 長

それでは、令和8年第5回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。  
ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議 長

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号13番、松野芳正委員、議席番号14番、清水健吉委員の両委員、よろしくお願ひいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の皆様方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第18号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について」、今回の申請は、所有権の移転9件、賃借権の設定2件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、議案第18号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、本荘地区の申請は、園児の体験農場とするための賃貸借権の設定です。

2番、日野地区の申請は、農業経営を開始するための使用貸借権の設定です。  
申請地では野菜を栽培するものです。

3番、木田地区および合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

2ページから3ページにかけまして、4番および5番、方県地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。

申請地ではサカキを栽培するものです。

6番、西郷地区の申請は、農業経営を拡大するための賃貸借権の設定です。

7番、岩及び芥見地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

8番、日置江地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜を栽培するものです。

4ページをお願いします。

9番、芥見及び三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

10番及び11番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

12番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第18号について事務局から説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明をいただきます。

議長

それでは、1番、本荘地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎委員

1番の申請は、園児の自然体験及び農業教育の充実を図る借人へ、畑を貸し出すものです。

4月30日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

借人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、2番、日野地区は、高橋美穂子委員、お願いします。

高橋委員

2番の申請は、農業経営を開始する借人へ、畑を貸し出すものです。

申請地では、キュウリ、大根等の野菜を栽培される予定です。

借人は、地元の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、3番、木田地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、3番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

3番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
申請地では、野菜を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、4番および5番、方県地区は、事務局より説明します。

佐々木副主幹

4番および5番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。  
4月22日に農業委員会委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では、榊を栽培される予定です。  
受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えているとのことでした。

議 長

続きまして、6番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

6番の申請は、農業経営を拡大する借人へ、田を貸し出すものです。  
4月28日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び借人と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では、イチジクを栽培される予定です。  
借人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして7番、岩・芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

7番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田および畑を譲り渡すものです。  
4月30日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻および一般野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして8番、日置江地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎委員

8番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、9番、芥見地区は、清水健吉委員、お願いします。

清水委員

9番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

4月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、9番、三輪巖美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

9番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

4月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

続きまして、10番および11番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

10 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、11 番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

11 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、  
田を譲り渡すものです。  
申請地では、水稻を栽培される予定です。  
受人は、地域の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
続きまして、12 番、三輪厳美地区は、藤吉 理功委員、お願いします。

藤吉委員

12 番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。  
4 月 27 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。  
申請地では、野菜を栽培される予定です。  
受人は、所有する他の農地も適正に管理され、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。  
議案第 18 号について何か御意見等ございましたら、御発言願います。  
御発言もないようなので、採決に入ります。  
議案 第 18 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 19 号、「農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について」、今回の申請は、1 件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、議案第 19 号について説明いたします。  
市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。  
6 ページの総括表をご覧ください。  
今回は、1 件、3.30 平方メートルです。  
7 ページをお願いします。  
1 番、常磐地区の申請は、通路敷地に転用するものです。  
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。  
よって許可し得るものです。  
以上でございます。

議 長

ただいま、議案 第 19 号について事務局から説明がありました。  
議案第 19 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。  
発言もないようなので、採決に入ります。  
議案第 19 号について、賛成の方は挙手願います。

**【全員挙手】**

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 20 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について」、今回の申請は、所有権の移転 3 件、使用貸借による権利の設定 2 件、以上を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、議案第 20 号について説明いたします。  
市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。  
9 ページの総括表をご覧ください。  
今回は、5 件、合計 5,136.00 平方メートルです。  
10 ページをお願いします。  
1 番、黒野地区の申請は、所有権移転により、貸駐車場に転用するものです。  
申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が 40 パーセントを超えているため、第 3 種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

2番、七郷地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管、下水道管、又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び医療施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、この申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、41ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、岐阜西中学校から西へ200メートルほど離れた農地です。

3番、岩地区の申請は、使用貸借権の設定により、参詣者用駐車場に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。

11ページをお願いします。

4番、合渡地区の申請は、使用貸借権の設定により、農家住宅に転用するものです。

申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、例外的に許可し得るものです。

12ページをお願いします。

5番、網代地区の申請は、所有権移転により、牛舎及び堆肥置場に転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途である農業用施設用地に供するために行われるものであるため、例外的に許可し得るものです。

申請地は令和8年3月6日用途区分変更済みです。

また、5番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、42ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、網代小学校から東へ500メートルほど離れた農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 20 号について事務局から説明がありました。

2 番、七郷地区および、5 番、網代地区の申請については、現地調査を行いました。

それでは、2 番、七郷地区は、西垣隆委員、お願いします。

西垣委員

2 番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

4 月 28 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、5 番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

5 番の申請は、牛舎及び堆肥置場として転用するものです。

4 月 28 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 20 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 20 号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 21 号、「地域計画変更のための意見聴取について」、令和 8 年 4 月 14 日付け、岐阜市経農第 71 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

水口副主査

それでは、議案第 21 号について説明いたします。

今回は、地域計画区域内農地にて、農地転用の事案が発生したため、地域計画区域内から該当農地を外す、計画の変更を行うものです。

地域計画を変更する際には、農業経営基盤促進法第 19 条第 6 項により、農業委員会へ意見聴取することとされておりますので、議案として諮らせていただきます。

14 ページの「地域計画変更内容一覧」をお願いします。

今回は、黒野地区で 1 筆の農地転用事案が発生しております。

15 ページから 19 ページの「地域計画変更案」をご覧ください。

こちらが、黒野地区の地域計画変更案でございます。黄色で着色しております、「区域内の農用地等面積」を「対象農地の面積を除いた面積」へ変更しております。また、集積率、地域内の農業を担う者の経営面積も変更しております。

目標地図が 20 ページおよび 21 ページにございます。

21 ページに今回変更する農地としては、申出地ナンバー 1 の農地でございます。説明は以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 21 号について関係部局から説明がありました。

議案第 21 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 21 号について、賛成の方は挙手願います。

#### 【全員挙手】

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議案につきましては、以上でございます。

続きまして、報告に移ります。

報告第 16 号から第 18 号について、事務局の説明を求めます。

佐々木副主幹

それでは、報告第 16 号、「農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について」説明いたします。

24 ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、15 件、合計 25,702.95 平方メートルです。

佐々木副主幹

続きまして、報告第 17 号、「農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

26 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。

届出は、7 件、合計 3,754.00 平方メートルです。

明細は、27 ページから 28 ページです。

続きまして、報告第 18 号、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について」説明いたします。

30 ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第 5 条届出の総括表となっております。

届出は、37 件、合計 27,634.97 平方メートルです。

明細は、31 ページから 40 ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和 8 年 4 月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後 3 時 28 分閉会を宣す。